



福島医発第1041号(地)

令和2年7月4日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構の新型コロナウイルスにより事業停止等
となった事業者に対する福祉医療貸付事業の拡充等の
第2次補正予算における金融措置等について(情報提供)

今般、別添のとおり、日本医師会より、6月12日に成立した令和2年度第2次補正予算における金融措置について、医療機関が利用可能な主な制度の概要について以下のとおり情報提供がありました。

(1) 独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の拡充

医療貸付事業では、新型コロナウイルス感染症により、施設自身の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の長期運転資金について、この度の第2次補正予算の対応により、当該優遇融資の条件について、別添資料1の通り、貸付限度額等の更なる拡充を行うこととなりました。また、福祉貸付事業についても、無利子融資等の更なる拡充を行うこととなりました。

なお、福祉医療機構のホームページ

(https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/)におきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。

(2) 民間金融機関による信用保証付融資(セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証、信用保証付き融資における保証料・利子減免)

・セーフティネット保証4号(資料2の6ページ、17ページ参照)

セーフティネット保証4号は、幅広い業種で影響が生じている地域について、売上高が前年同月比20%以上減少等の場合、一般保証(最大2.8億円)とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証する資金繰り支援制度です。去る3月2日に全都道府県が対象に指定されました。

・セーフティネット保証5号(資料2の6ページ、17ページ参照)

セーフティネット保証5号は、特に重大な影響が生じている業種について、売上高が前年同月比5%以上減少等の場合、一般保証(最大2.8億円)とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の80%を保証する資金繰り支援制度です。対象業種には、医療業(「一般病院」、「精神科病院」、「有床診療所」、「無床診療所」等)、「老人福祉・介護関係」、「社会福祉施設等関連」が含まれています。

・危機関連保証（資料2の6ページ、18ページ参照）

危機関連保証は、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、セーフティネット保証枠と併せて、更なる別枠（2.8億円）を措置しています。

・信用保証付き融資における保証料・利子減免（資料2の6ページ、19ページ参照）

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。セーフティネット保証4号・セーフティネット保証5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

（3）新型コロナ特別リスケジュール（資料2の21ページ参照）

新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。

（4）日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金・日本政策投資銀行等による融資支援（資料2の6～11ページ、20ページ、27ページ参照）

日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金は、融資による支援として、無利子・無担保融資、マル経融資の金利引下げ、セーフティネット貸付の要件緩和、特別利子補給制度、既往債務の借換を実施しています。日本政策投資銀行等では、危機対応融資を実施しています。

なお、「（2）民間金融機関による信用保証付融資（セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証、信用保証付き融資における保証料・利子減免）」、「（3）新型コロナ特別リスケジュール」及び「（4）日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金による融資支援」の詳細並びに上記以外のその他の措置につきましては、経済産業省の新型コロナウイルス感染症関連のホームページ

（<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>）をご参照ください。

また、融資支援制度については、（1）の福祉医療機構の制度と（4）の日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金の制度等がありますが、医療機関については、（1）の福祉医療機構の制度の利用が融資条件等で有利となる場合が多いと見込まれることから、検討に際しては、まずは、独立行政法人福祉医療機構の相談窓口（資料1参照）（注）に相談されることをお勧めいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしく願います。

年税第 19 号
令和 2 年 6 月 17 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 小玉 弘之
(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構の新型コロナウイルスにより事業停止等
となった事業者に対する福祉医療貸付事業の拡充等の
第 2 次補正予算における金融措置等について (情報提供)

去る 6 月 12 日に成立した令和 2 年度第 2 次補正予算における金融措置等について、医療機関が利用可能な主な制度の概要は以下の通りです。

(1) 独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の拡充

医療貸付事業では、新型コロナウイルス感染症により、施設自身の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の長期運転資金について、この度の第 2 次補正予算の対応により、当該優遇融資の条件について、別添資料 1 の通り、貸付限度額等の更なる拡充を行うこととなりました。また、福祉貸付事業についても、無利子融資等の更なる拡充を行うこととなりました。

なお、福祉医療機構のホームページ

(https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/) におきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。

(2) 民間金融機関による信用保証付融資 (セーフティネット保証 4 号、セーフティネット保証 5 号、危機関連保証、信用保証付き融資における保証料・利子減免)

・セーフティネット保証 4 号 (資料 2 の 6 ページ、17 ページ参照)

セーフティネット保証 4 号は、幅広い業種で影響が生じている地域について、売上高が前年同月比 20%以上減少等の場合、一般保証 (最大 2.8 億円) とは別枠 (最大 2.8 億円) で借入債務の 100%を保証する資金繰り支援制度です。去る 3 月 2 日に全都道府県が対象に指定されました。

・セーフティネット保証 5 号 (資料 2 の 6 ページ、17 ページ参照)

セーフティネット保証 5 号は、特に重大な影響が生じている業種について、売上高

が前年同月比 5%以上減少等の場合、一般保証（最大 2.8 億円）とは別枠（最大 2.8 億円）で借入債務の 80%を保証する資金繰り支援制度です。対象業種には、医療業（「一般病院」、「精神科病院」、「有床診療所」、「無床診療所」等）、「老人福祉・介護関係」、「社会福祉施設等関連」が含まれています。

・危機関連保証（資料 2 の 6 ページ、18 ページ参照）

危機関連保証は、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比 15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、セーフティネット保証枠と併せて、更なる別枠（2.8 億円）を措置しています。

・信用保証付き融資における保証料・利子減免（資料 2 の 6 ページ、19 ページ参照）

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大 5 年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。セーフティネット保証 4 号・セーフティネット保証 5 号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

（3）新型コロナ特別リスケジュール（資料 2 の 21 ページ参照）

新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。

（4）日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金・日本政策投資銀行等による融資支援（資料 2 の 6～11 ページ、20 ページ、27 ページ参照）

日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金は、融資による支援として、無利子・無担保融資、マル経融資の金利引下げ、セーフティネット貸付の要件緩和、特別利子補給制度、既往債務の借換を実施しています。日本政策投資銀行等では、危機対応融資を実施しています。

なお、「（2）民間金融機関による信用保証付融資（セーフティネット保証 4 号、セーフティネット保証 5 号、危機関連保証、信用保証付き融資における保証料・利子減免）」、「（3）新型コロナ特別リスケジュール」及び「（4）日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金による融資支援」の詳細並びに上記以外のその他の措置につきましては、経済産業省の新型コロナウイルス感染症関連のホームページ

（ <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00> ）をご参照ください。

また、融資支援制度については、（１）の福祉医療機構の制度と（４）の日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金の制度等がありますが、医療機関については、（１）の福祉医療機構の制度の利用が融資条件等で有利となる場合が多いと見込まれることから、検討に際しては、まずは、独立行政法人福祉医療機構の相談窓口（資料１参照）（注）に相談されることをお勧めいたします。

（注）沖縄県においては、（１）の制度のうち、医療貸付事業については沖縄振興開発金融公庫の制度としての対応となりますので、具体的な条件等については、同公庫の相談窓口（本店 融資第一部産業開発融資班、TEL：098-941-1765）に相談されることをお勧めいたします。

つきましては、医療・福祉関係施設の貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

（別添資料）

- 資料１ 独立行政法人福祉医療機構 新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）
- 資料２ 経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（令和２年６月１５日２０：００時点版）（一部抜粋）

令和 2 年 6 月 12 日
独立行政法人福祉医療機構

新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者
に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）

福祉医療貸付事業における新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者に対する経営資金（長期運転資金）及び既往貸付について、取扱いの一部を改正し、以下のとおり対応することとしました。

1. 貸付をご利用される方

当貸付事業の融資対象施設を営んでいる事業者の方であって、新型コロナウイルスの感染等当該施設の責に帰することができない理由により事業の継続に支障がある方。

2. 貸付条件

①福祉貸付事業（経営資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	15 年以内 (5 年以内)
貸付利率	当初 5 年間 6,000 万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は 1 億円）まで無利子 ※当該金額を超えた部分は 0.2% 6 年目以降 0.2%
貸付金の限度額	なし
無担保貸付	6,000 万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は 1 億円）まで無担保

②医療貸付事業（長期運転資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	15 年以内 (5 年以内)
貸付利率	当初 5 年間 病院・老健・介護医療院 1 億円、診療所・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業 4,000 万円まで無利子 但し、①コロナ対応を行う医療機関については、「病院 1 億円、診療所 4,000 万円」または「当該医療機関の前年同月からの減収 2 か月分」の高い方まで無利子 ②政策医療を担う医療機関については、「病院 1 億円、診療所 4,000 万円」または「当該医療機関の前年同月からの減収 1 か月分」の高い方まで無利子 ※当該金額を超えた部分は 0.2% 6 年目以降 0.2%
貸付金の限度額	「病院 7.2 億円、老健・介護医療院 1 億円、診療所・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業 4,000 万円」または「当該医療機関の前年同月からの減収の 12 か月分」の高い方

無担保貸付	病院 3 億円、老健・介護医療院 1 億円、診療所・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業 4,000 万円 但し、①コロナ対応を行う医療機関については、「病院 3 億円、診療所 4,000 万円」または「当該医療機関の前年同月からの減収の 6 か月分」の高い方まで無担保 ②政策医療を担う医療機関については、「病院 3 億円、診療所 4,000 万円」または「当該医療機関の前年同月からの減収の 3 か月分」の高い方まで無担保
-------	--

※貸付利率は福祉貸付事業、医療貸付事業とも令和 2 年 6 月 1 日現在のものです。

3. 既往貸付に関するご相談の方

当面 6 か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に最長 3 年間の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

【お問い合わせ先】

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0 1 2 0 - 3 4 3 - 8 6 2

※携帯電話等でつながらない場合：0 3 - 3 4 3 8 - 0 4 0 3

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0 1 2 0 - 3 4 3 - 8 6 3

※携帯電話等でつながらない場合：0 3 - 3 4 3 8 - 0 4 0 3

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り



設備投資・販路開拓



経営環境の整備



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁
Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネット
マガジンの登録



 e-中小企業ネットマガジン で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁
Twitterのフォロー



 @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



LINE公式
アカウントのフォロー



 @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



目次

- ◆ 新着情報 …… 3

第1章 経営相談

- ◆ 経営相談窓口の開設 …… 4
- ◆ 専門家によるアドバイス …… 5

第2章 資金繰り支援

- ◆ 資金繰り 支援内容一覧 …… 6

【政府系融資/一般】

- ◆ 新型コロナウイルス特別貸付 … 7
- ◆ 商工中金による危機対応融資 … 8
- ◆ 新型コロナウイルス対策マル経融資 … 9
- ◆ 特別利子補給制度（実質無利子） 10
- ◆ セーフティネット貸付の要件緩和 11

【政府系融資/生活衛生関係】

- ◆ 融資制度一覧 …… 12
- ◆ 生活衛生新型コロナウイルス特別貸付 13
- ◆ 新型コロナウイルス対策衛経融資 …… 14
- ◆ 特別利子補給制度（実質無利子） 15
- ◆ 衛生環境激変対策特別貸付 …… 16

【民間の信用保証付き融資】

- ◆ セーフティネット保証4号・5号 …… 17
- ◆ 危機関連保証 …… 18
- ◆ 民間金融機関における
実質無利子・無担保融資 …… 19

【借換/リスク/配慮要請】

- ◆ 日本公庫等の既往債務の借換 20
- ◆ 新型コロナ特例リスクジュール …… 21
- ◆ 金融機関等への配慮要請 …… 22

【その他】

- ◆ 小規模企業共済の
特例緊急経営安定貸付等 23、24
- ◆ 経営セーフティ共済の特例措置 25、26
- ◆ DBJ・商工中金による危機対応融資 27

第3章 給付金

- ◆ 持続化給付金 …… 28、29
- ◆ 家賃支援給付金 …… 30

第4章 設備投資・販路開拓支援

【生産性革命推進事業】

- ◆ 生産性革命推進事業 …… 31、32
- ◆ ものづくり・商業・サービス補助 …… 33
- ◆ 持続化補助 …… 34、35
- ◆ IT導入補助 …… 36

【サプライチェーン改革】

- ◆ サプライチェーン対策のための
国内投資促進事業 …… 37
- ◆ 海外サプライチェーン多元化等
支援事業 …… 38

【販路開拓支援】

- ◆ JAPANブランド育成支援事業 …… 39
- ◆ 非対面・遠隔の海外展開支援事業 …… 40

第5章 経営環境の整備

【下請取引】

- ◆ 下請取引配慮要請 ……41
- ◆ 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請 ……42
- ◆ 官公需における配慮要請 ……43
- ◆ 下請Gメンによる実態把握 ……44

【経営資源引継ぎ・事業再編】

- ◆ 経営資源引継ぎ・事業再編支援事業 ……45

【資本性資金供給・資本増強支援】

- ◆ 中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業 ……46

【事業継続力の強化】

- ◆ 感染症対策含む中小企業強靱化対策事業 ……47

【雇用関連】

- ◆ 雇用調整助成金の特例措置 48～50
- ◆ 小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働者に休暇を取得させた事業者向け） ……51
- ◆ 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け） ……52
- ◆ 個人向け緊急小口資金等の特例 ……53
- ◆ 休業や労働時間変更への対応 ……54
- ◆ 都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮 ……55
- ◆ 外国人の在留資格取扱い ……56

【テレワーク】

- ◆ テレワークに関する情報提供 ……57
- ◆ 専門家からの指導・助言 ……58
- ◆ 設備導入にかかる費用の支援 59

【海外関連】

- ◆ 現地進出企業・現地情報及びジェトロ相談窓口 ……60
- ◆ 貿易保険による支援策 ……61
- ◆ 輸出入手続きの緩和等について 62

【家賃関連】

- ◆ 賃貸借契約についての基本的なルール 63

【自治体と連携した支援】

- ◆ 地域企業再起支援事業 ……64

第6章 税・社会保険・公共料金

【税の申告・納付】

- ◆ 納税猶予・納付期限の延長 ……65
 - －税務申告・納付期限の延長 ……66
 - －納付猶予（国税・地方税）の特例 ……67
 - －納付猶予制度（国税） ……68
 - －納付猶予制度（地方税） ……69
- ◆ 欠損金の繰戻し還付 ……70
- ◆ 固定資産税等の軽減の全体像 71
- ◆ 固定資産税等の軽減 ……72

【社会保険】

- ◆ 厚生年金保険料等の猶予制度 73
- ◆ 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて ……74

【電気・ガス料金】

- ◆ 電気・ガス料金の支払猶予等について 75

リンク集

……76

新着情報

6月15日 20:00時点

第4章 設備投資・販路開拓支援

【生産性革命推進事業】

- ◆ 持続化補助金について、クラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等）を対象に、「追加対策枠」を設けます。最大50万円まで、通常枠・コロナ特別枠・事業再開枠の上に上乗せすることができます。（34、35ページ）

第5章 経営環境の整備

【雇用関係】

- ◆ 雇用調整助成金について、助成額の上限引上げや、緊急対応期間を9月30日まで延長するなど更なる拡充を行いました。（48、49ページ）

6月5日 19:00時点

第1章 経営相談

- ◆ 専門家による電話・オンライン相談の窓口を新たに開設しました。（5ページ）

第5章 経営環境の整備

【家賃関連】

- ◆ 賃貸借契約についての基本的なルールを掲載します。（63ページ）

6月2日 20:00時点

第2章 資金繰り支援

- ◆ 大企業・中堅企業向けの資本性劣後ローンの提供及び中堅企業向けの金利引下げを実施します。**第2次補正**（27ページ）

経営相談窓口の開設

1月29日（水）より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。

上記はあくまで一例です。

まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

➡ 平日のご相談

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土日・祝日のご相談

※土日・祝日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html>



専門家による経営アドバイス

資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

①全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応いたします。

最寄りのよろず支援拠点までご相談ください。

平日のご相談

経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



土日・祝日のご相談

土日・祝日も相談を受け付けております。
開設している窓口を、右のQRコードよりご確認ください。



②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます。

※派遣申請に当たっては、事前によりず支援拠点または地域プラットフォームへのご相談が必要です。

最寄りのよろず支援拠点・地域プラットフォームまでご相談ください。

よろず支援拠点については、①のお問合せ先を、
地域プラットフォームは以下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。
<https://www.mirasapo.jp/regionplatform/about.html>



③電話又はオンラインで、専門家が何度でも無料で相談に対応いたします。

○経営相談体制強化事業事務局（電話相談）

受付電話番号：050-5371-9453

受付時間：9:00～17:00 ※土日・祝日含む

○経営相談体制強化事業事務局（オンライン相談）

右のQRコードからアクセスして事前に申込をお願いします。



④テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる「中小企業デジタル化応援隊事業」を開始します。

中小企業基盤整備機構が事業開始に向けて現在準備中。

なお本事業とは別に、使いやすい業務用アプリをまとめたサイト「ここからアプリ」を立ち上げています。使いやすいITツールや活用事例を検索できますので、こちらも是非ご利用ください。



資金繰り 支援内容一覧

融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし

金利▲0.9引下げ

実質無利子融資

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス対策マル経融資

危機対応融資

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

+

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者
を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし

小規模（法人）：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全
国47都道府県を対象地域として指定。5号は
影響を受けている業種を指定。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)
で、全国・全業種※を対象。

※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠（2.8億円）

+

SN保証枠（2.8億円）

+

危機関連保証枠（2.8億円）

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、
一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、
かつ実質無利子化。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による

新型コロナウイルス感染症特別貸付

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度
(10ページ)を併用することで実質的な無利子化を実現

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。

7月頭より、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

【**融資対象**】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【**資金の使いみち**】運転資金、設備資金 【**担保**】無担保

【**貸付期間**】設備20年以内、運転15年以内 【**うち据置期間**】5年以内

【**融資限度額（別枠）**】中小事業6億円（拡充前3億円）、
国民事業8,000万円（拡充前6,000万円）

【**金利**】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

【**利下げ限度額**】中小事業2億円（拡充前1億円）、
国民事業4,000万円（拡充前3,000万円）

※金利は令和2年6月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】



平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827



土日・祝日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）

沖縄公庫：0120-981-827

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

商工中金による危機対応融資

※危機対応融資に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。商工中金による危機対応融資の既往債務の借換えも可能。

7月頭より、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内

【融資限度額】6億円（拡充前3億円）

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

1.11%→0.21%（利下げ限度額：2億円（拡充前1億円））

※令和2年6月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

【お問合せ先】

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策マル経融資

※新型コロナウイルス対策マル経に特別利子補給制度（10ページ）
を併用することで実質的な無利子化を実現

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年5月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（**拡充前3,000万円**）となります。

※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から一般マル経で借入を行った場合でも、要件に合致する場合は、**遡及適用が可能**です。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。

➡ 土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

特別利子補給制度（実質無利子）

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中小企業庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業・商工中金2億円（拡充前1億円）、
国民事業4,000万円（拡充前3,000万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較も可能です。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515
【受付時間】平日・休日 9時00分～17時00分

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年5月1日時点、貸付期間5年、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル： 0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル： 0120-981-827

➡ 土日・祝日のご相談

日本公庫： 0120-112476（国民事業）

： 0120-327790（中小事業）

沖縄公庫： 0120-981-827

生活衛生関係の事業者向け融資制度

一般の中小企業・小規模事業者を対象にした融資制度に加え、生活衛生関係の事業者の皆様は以下の支援策をご活用いただくことが可能です。

融資

一般向け支援と同様に、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引下げなし

金利▲0.9%引下げ

実質無利子融資

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策衛経

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

衛生環境激変対策特別貸付

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利を▲0.9%引下げ、飲食店・喫茶店営業の方は別枠1,000万円、旅館業の方は別枠3,000万円で融資

+

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし
小規模（法人）：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度
(15ページ)を併用することで実質的な無利子化を実現

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

担保の有無に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。

7月頭より、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

【融資対象】生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】運転資金、設備資金

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】8,000万円（拡充前6,000万円） **【担保】**無担保

【金利】当初3年間基準金利▲0.9%（1.36%→0.46%）、
4年目以降基準金利

【利下げ限度額】4,000万円（拡充前3,000万円）

※金利は令和2年6月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律
※振興計画認定組合の組合員以外の方における運転資金は、既往債務（生活衛生貸付）の借換を含む場合に限ります。

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

➡ **平日のご相談** 日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

➡ **土日・祝日のご相談** 日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
沖縄公庫：0120-981-827

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策衛経融資

※新型コロナウイルス対策衛経に特別利子補給制度（15ページ）
を併用することで実質的な無利子化を実現

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年5月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

➡ 土日・祝日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄公庫：0120-981-827

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。また、公庫の既往債務の借換も実質無利子化の対象。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中小企業庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」により借入を行った中小企業者で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：4,000万円（拡充前3,000万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫の既往債務借換との合計金額

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較も可能です。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515

【受付時間】平日・休日 9時00分～17時00分

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】 運転資金

【融資限度額】 別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】 基準金利：1.91%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%

※令和2年5月1日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

➡ 土日・祝日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民生活事業）

：0120-327790（中小企業事業）

沖縄公庫：0120-981-827

セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN 4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN 5号：5月1日より全業種を指定しました。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

認定窓口の混雑緩和、事業者の利便性確保といった観点から、令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した事業者については、従来30日間としていた認定書の有効期限を令和2年8月31日までに延長します。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(借入債務の100%を保証)として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円）



SN保証枠（2.8億円）



危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）

5号：80%保証（指定業種）

別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：

100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

※保証割合は、金融機関からの借入債務に対して信用保証協会が保証する割合です。

※ご利用手続の流れは前ページのセーフティネット保証と同様です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

【最寄りの信用保証協会】

右のQRコードよりご確認ください。



土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。



民間金融機関における 実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子※・無担保・据置最大5年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額又はゼロに。
各自治体において準備が整い次第、融資上限額を拡充。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

【対象要件】

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

【融資上限額】 4,000万円 (拡充前3,000万円)

※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間

【融資期間】 10年以内 **【うち据置期間】** 最大5年

【担保】 無担保

【保証人】 代表者は一定要件 (①法人・個人分離、②資産超過) を満たせば不要 (代表者以外の連帯保証人は原則不要)

【既往債務の借換】

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象にします。

7月頭より、借換え限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

【対象制度】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策マル経融資
 - ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策衛経 等
- (2) 商工組合中央金庫等
 - ・危機対応融資

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 **2億円** (拡充前1億円)、
 - 国民事業 **4千万円** (拡充前3千万円)
- (2) 商工中金 **2億円** (拡充前1億円)

【借換え限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 **6億円** (拡充前3億円)、
 - 国民事業 **8千万円** (拡充前6千万円)、
- (2) 商工中金 **6億円** (拡充前3億円)

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

商工中金 相談窓口 0120-542-711

➡ 土日・祝日のご相談

日本公庫：0120-112476 (国民)、0120-327790 (中小)

沖縄公庫：0120-981-827

商工中金 相談窓口 0120-542-711

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

新型コロナ特例リスクスケジュール

新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会※が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール計画策定支援を行います。

新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュールとは？

①一括して既存債務の元金返済猶予要請

資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施します。

②資金繰り計画策定における金融機関調整

中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援します。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポートします。

③資金繰りの継続サポート

特例リスクスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。

(①～③における中小企業者の費用は原則不要です。)

事業改善まで一貫してサポート

特例リスク後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスクスケジュール計画を含む再生支援を実施します。事業再生計画策定に必要な費用（DD費用など）の中小企業者の負担割合を引き下げます。

※中小企業再生支援協議会とは

中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」として47都道府県に設置されている、**地域における再生支援のプラットフォーム**です。平成15年の設置以来、累計で43,000件以上の相談実績、14,000件以上の支援完了実績があります。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口：0570-783183

最寄りの中小企業再生支援協議会

以下のURL又は右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/200225kyougikai.pdf>



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

金融機関等への配慮要請

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、関係機関と連携し、政府系金融機関等に対して累次にわたって要請を行いました。

3月6日の要請では、大臣名で事業者の資金繰りに全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うことなど、年度末の資金繰りに万全を期すよう、改めて配慮を要請しております。

どんな配慮を要請しているの？（※繰り返し要請している内容は省略）

政府系金融機関等に以下の配慮を要請しております。

【当面の貸付業務について（2月7日）】

- ①適時適切な貸出
- ②返済猶予等の既往債務の条件変更
- ③企業の実績に応じた十分な対応
- ④セーフティネット貸付の活用（日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対して）

【年度末の繁忙期を控えて（2月28日）】

- ①迅速かつ積極的に対応
- ②個々の実情に応じた柔軟かつ積極的な対応
- ③顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明

【影響拡大を踏まえた資金繰り支援について（3月6日）】

- ①全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うこと
- ②赤字、債務超過等の形式でなく実情に最大限配慮すること

【経済産業大臣と政府系金融機関・信用保証協会連合会のトップとの面談（3月16日）】

大臣から政府系金融機関と信用保証協会連合会のトップに対して融資現場の実態把握を行い、最大限の対応を直接要請。

なお、民間金融機関に対しても、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう、累次にわたって要請を行っております。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口：0570-783183

金融庁相談ダイヤル：0120-156811（フリーダイヤル）

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

特例緊急経営安定貸付

小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは？

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、（独）中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

【貸付限度額】

2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）

【貸付利率】

無利子

【償還期間】

貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む。）

【償還方法】

6か月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】

不要

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和2年3月1日以降の借入れが対象となります。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

掛金の納付期限の延長等

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の減額をお選びいただけます。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

① 掛金の納付期限の延長

掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。

② 掛金月額 of 減額

掛金月額は、1,000円から70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

新型コロナウイルス感染症にかかる 経営セーフティ共済の特例措置について

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

経営セーフティ共済とは

取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度です。このたび新型コロナウイルス感染症の影響を受けている契約者の皆様に、以下の特例措置を講じています。

共済金の償還（返済）期日の繰下げ

<償還（返済）中のお客様>

お客様からのお申し出により、償還期日を繰下げ、共済金の償還を6か月間停止することができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※償還停止期間終了後からは、通常通りの約定償還が開始されます。

<これから償還（返済）を開始されるお客様（新規含む）>

お客様からのお申し出により、初回以降の各月の償還期日を繰下げ、償還開始を6か月間遅らせることができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※6か月の据置期間に加え、6か月間の償還期日の繰下げを行うことにより、償還が開始されるのは、借入れから1年後となります。

※受付期限は、前月20日です。（機構必着）

受付期限を過ぎた場合は、翌月分の受付となります。

一時貸付金の返済猶予

<令和2年4月7日以前に一時貸付金を借り入れたご契約者様>

令和2年4月7日以前に一時貸付金を借り入れ、令和2年4月7日以降に約定返済日を迎える、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様の一時貸付金について、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。

<令和2年4月7日以降に一時貸付金を借り入れたご契約者様>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様が、新規（令和2年4月7日から令和3年4月7日までの期間）で借り入れた一時貸付金については、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。

※6か月の返済猶予期間中は、違約金（延滞利息）は発生いたしません。

※返済猶予期間の途中であっても、返済あるいは借換をすることが可能ですので、ご希望の方は、下記共済相談室（コールセンター）までお申し出ください。後日、担当者から折り返しご連絡させていただきます。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

新型コロナウイルス感染症にかかる 経営セーフティ共済の特例措置について

掛金の納付期限の延長等

< (a) 掛止めをする >

掛金総額が掛金月額額の40倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めができます。

※掛止め (a) と掛金月額額の減額 (b) の手続きを同時に行うことができます。

※掛金の掛止め (a) により掛金納付月数が40か月以下となる場合、解約事由により解約手当金が掛金の額を下回ることがありますのでご注意ください。お申出により、掛金の納付を再開することもできます。

< (b) 掛金月額を減額する >

事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病又は負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額できます。

(月額5,000円まで減額できます。※5,000円単位)

< (c) 掛金の納付期限を延長する >

令和2年11月分までの掛金の納付期限を延長することができます。延長期間が終了した翌月から、掛金を延長分と当該月の2か月分ずつ納めていただくことになります (ご請求する金額が、通常の倍額となりますのでご注意ください)。

※受付期限は、いずれも毎月5日です。(機構必着)

【各種申請様式・詳細】

新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置の各種申請様式、詳細情報はWEBページをご確認ください。

中小企業基盤整備機構HP (特例措置関連ページ)

https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html



中小企業基盤整備機構HP
(特例措置関連ページ)

【お問合せ先】

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00~18:00 (電話) 050-5541-7171

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

DBJ・商工中金による 危機対応融資

日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施します。

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者

【資金の使いみち】

設備資金、運転資金等

【貸付期間】

設備20年以内、運転15年以内

【融資額】

危機対応制度に定める範囲で資金ニーズ等を踏まえて決定

【金利】

期間とリスクに応じた金利体系に基づき、一般の金利情勢等に応じて決定

準備が整い次第、資本金劣後ローンと中堅企業向け金利引下げを実施。

① 資本金劣後ローン

今後の更なる状況の悪化に備え、将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本金のある劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業継続を支援します

② 中堅企業向け金利引下げ

中堅企業に対して、当初3年間▲0.5%の利下げを実施します

【お問合せ先】

日本政策投資銀行お問い合わせ先（新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口） [0120-598-600](tel:0120-598-600)

商工組合中央金庫相談窓口 [0120-542-711](tel:0120-542-711)